

「剪定枝」を「薪」として使用する方のもとへ

枝を薪として

無償
提供

この枝
無償で
譲ります。



提供者
(枝の処分に困っている農家)

その枝
ください。



利用者
(枝を譲り受けた人)

マッチング

STEP 1

「申込書」提出

以下の専用フォーム、
または裏面の専用申込書
でお申し込みください。



STEP 2

市役所から名簿が送付

利用者(枝を譲り受けた人)
は提供者(枝の処分に困っ
ている農家)へ連絡し、受取可
能な日程等を調整します。



STEP 3

「薪」の受け渡し

指定した日時と場所で薪
を受け取り、搬出します。



趣旨

営農活動で生じる果樹の剪定枝や伐採樹木を、薪ストーブなどの燃料として活用することで、資源の有効利用により地球温暖化の原因となる化石燃料に由来する二酸化炭素（CO₂）の排出を減らし、併せて環境に配慮した農業の振興を支援します。

対象者



提供者

（枝の処分に困っている農家）

伊達市内の果樹園において果樹（モモ・リンゴ・柿等）を生産する者で、立木を伐採した状態又は剪定した枝などを無償で提供できる者

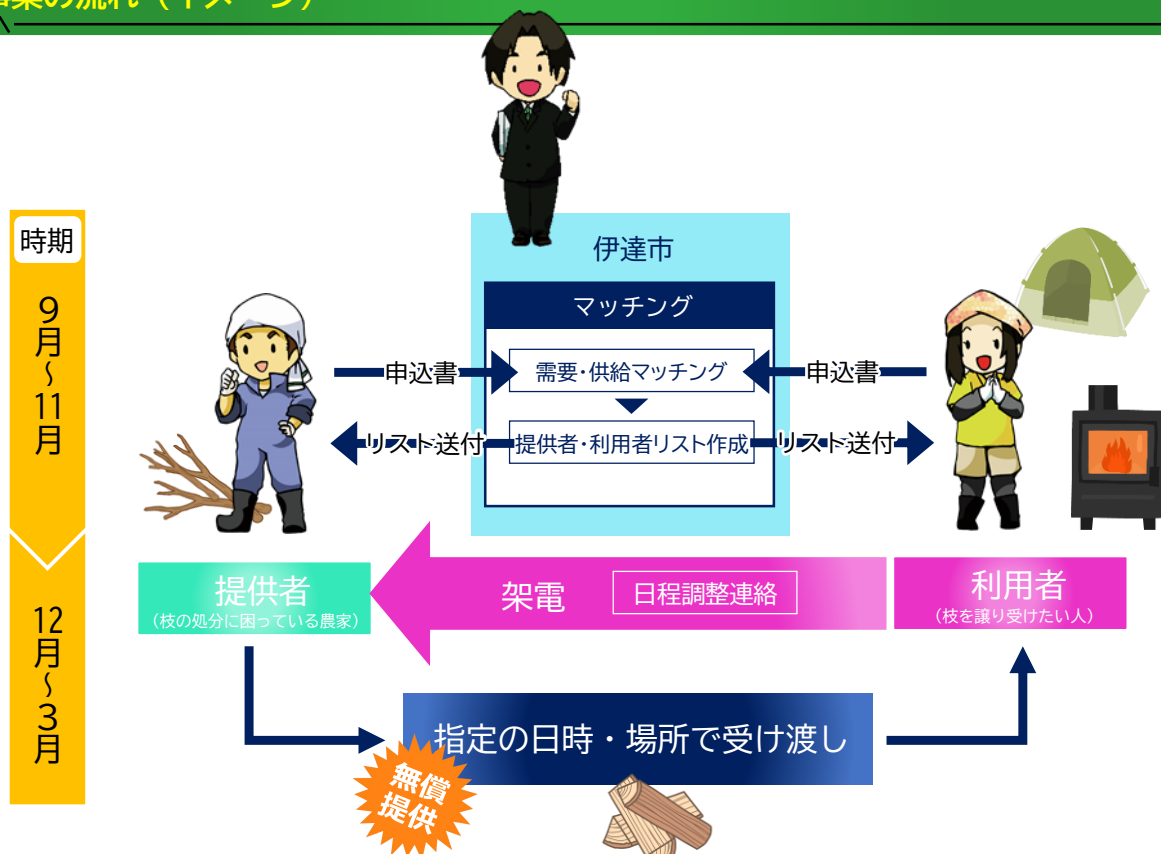


利用者

（枝を譲り受けた人）

薪ストーブ利用者及びキャンプ場等において“たき火”を行う者で、提供者の果樹園に自家用車などで引き取りに行ける者

事業の流れ（イメージ）



手続き



提供者

(枝の処分に困っている農家)

- ① 「果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業申込用紙」により、事業の利用登録を行う。
- ② 伊達市から利用者リストの提供を受ける。
- ③ 利用者から連絡を受け、提供できる薪の大きさや量、果樹園において必要な作業を説明し、条件に合致する場合は、受け渡しの日時を調整する。



利用者

(枝を譲り受けたい人)

- ① 「果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業申込用紙」により、事業の利用登録を行う。
- ② 伊達市から提供者リストの提供を受ける。
- ③ 提供者に連絡し、希望する薪の大きさや量、果樹園内での実施可能な作業を伝え、条件に合致する場合は、引き取りの日時を調整する。
- ④ 提供者リストに記載がある提供者とのマッチングに成功しなかった場合は、伊達市に連絡の上、別グループの提供者リストの提供を受ける。

事業実施期間

毎年9月1日から翌年3月31日まで

※ 提供者及び利用者ともに、薪の受け渡しは当該期間内で行ってください。

果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業遵守事項

事業の実施にあたり、遵守すべき事項を以下のとおりとする。

- ① 提供者及び利用者は、伊達市から提供を受けた相手方の住所・氏名・連絡先等の個人情報を事業以外の目的に使用しないこと。
- ② 提供者及び利用者は、事業の利用を通して薪の受け渡しを行う際は、金品のやり取りを行わないこと。
- ③ 利用者は、提供者リストに記載がある提供者にのみ連絡することとし、一人とマッチングした場合は、他の提供者に連絡しないこと。
- ④ 利用者は、提供者の畑において、立木の伐採（台切り）及び抜根、枝の剪定作業は行わないこと。

令和 年度 果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業申込用紙

この申込用紙をご記入の上、以下のいずれかの方法で伊達市産業部農政課へご提出ください。

申込〆切【毎年11月第2週の金曜日必着】 情報提供【毎年11月下旬～】

【注】 届け先・問い合わせ先はJA（農協）ではありませんのでお気をつけ下さい。

- ① QRコードで申し込む
- 右のQRコードを読み取ってください。
- ② 申込用紙をFAXする
- FAX：024-573-5865
- ③ E-mailで送る
- アドレス：nousei@city.fukushima-date.lg.jp



遵守事項の同意	果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業要領第5条に従うこと及び、本申込書の内容を（記入者が利用者の場合は提供者）利用者に提供することに同意します。	☐ 同意する ※ ☒ してください。
---------	--	--

フリガナ	
お名前	
ご住所	〒
電話番号	
E-mail アドレス	

- 提供者（枝の処分に困っている農家）は、以下の質問事項もご回答ください。
- 利用者（枝を譲り受けた人）は以上で記入は終了です。

連絡を受けやすい時間帯や曜日	【希望の時間】 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時 【希望の曜日】 曜日
果樹の種類 (該当するもの1つに○)	モモ・柿・リンゴ・その他（具体的に） ※ お申込みできるのは果樹のみです。庭木などのお申込みは一切できません。
果樹園の場所 (複数可能)	(ご住所と別の地区にある場合のみご記入ください)
提供する木の状態とおおまかな量	薪（軽トラック 台分）・剪定枝（軽トラック 台分）・伐採木（軽トラック 台分） ※ 木を玉切りし、薪の状態になっている場合は「薪」を、枝部分のご提供は「剪定枝」をご選択ください。 ※ 薪になっていなくても、枝か木の提供は可能です。根っこは対象外です。
受け渡し希望時期	() 月の上旬・中旬・下旬 ～ () 月の上旬・中旬・下旬 ※ 情報提供開始後に引き取りが可能となるため、12月以降でご記入ください。
その他ご希望があれば ご記入ください	

- ※ 【提供者(枝の処分に困っている農家)の方へ】
記載していただいた情報は、全て利用者(枝を譲り受けた人)に提供されます。
- ※ この申込用紙の一切の情報は「果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業」実施の目的以外には使用いたしません。
- ※ 複数品種の果樹を生産され品種毎に枝等がある場合、申請書を分けて提出ください。